

資料1

令和8年度以降の進め方(事務局案)

目次

- 1.令和8年度以降の標準化研究会の取組方針(案)
- 2.令和8年度の標準化研究会のスケジュール(案)
- 3.令和8年度以降の標準化研究会の検討事項(案)
- 4.令和7年度のヒアリング結果及び令和8年度以降の対応方針(案)

1. 令和8年度以降の標準化研究会の取組方針(案)

1. 令和8年度以降の標準化研究会の取組方針(案)

法令・制度改正等に対応するための標準仕様書改定の要否について、標準化研究会を開催して検討することを想定しています。研究会における取組内容は以下のとおりです。

No.	取組内容	詳細	仕様書等への反映時期
1	法令・制度改正への対応	<ul style="list-style-type: none"> 法令・制度が改正がされる場合、標準仕様書への影響を事務局で検討の上、必要に応じて改定標準仕様書を策定し、研究会等にて討議する 	令和8年度以降
2	誤記訂正等の正誤表による対応	<ul style="list-style-type: none"> あきらかな誤記の訂正、機能要件の考え方等の加除等の対応が必要となった場合、正誤表にて対応する 	
3	横並び調整方針への対応	<ul style="list-style-type: none"> デジタル庁が横並び調整方針を改定した場合、標準仕様書への影響を事務局で検討の上、調整方針に沿って標準仕様書を更新し、研究会等にて報告する 	
4	共通事項の整備への対応	<ul style="list-style-type: none"> デジタル庁が共通事項の整備を修正した場合、標準仕様書への影響を事務局で検討の上、平仄を合わせる形で標準仕様書を更新し、研究会等にて報告する 	
5	業務効率化に向けた検討	<ul style="list-style-type: none"> 業務効率化に向けた各議題について、法令・制度改正等に対応するため標準仕様書の改定と並行して検討を進める 	
6	その他	<ul style="list-style-type: none"> 機能要件の前提となる各種規定の変更等により、検討が必要な事項があれば研究会で提示し、討議する 	—

2. 令和8年度の標準化研究会のスケジュール(案)

2. 令和8年度の標準化研究会のスケジュール(案)

令和8年度は、7月頃を目途にキックオフの研究会を予定しています。その後の議論の結果、改定が必要となった場合には、令和9年1月末に改定を行うスケジュールを想定しています。

なお、スケジュールに変更がある場合は、必要に応じて更新します。

業務		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
マイルストーン・会議体	マイルストーン								標準仕様書改定・公表▼ 意見照会				
	研究会			第1回▼				第2回▼	第3回▼			第4回▼	
	ワーキングチーム				第1回▼ 第2回▼					第3回▼ (第4回▼)			
	バンダー分科会				第1回▼ 第2回▼					第3回▼ (第4回▼)			
ア 国民年金システム標準化研究会の開催		進め方整理等 構成員調整		研究会準備	WT・分科会準備	WT・分科会準備		研究会準備		研究会準備	WT・分科会準備		研究会準備
イ 「改定標準仕様書」の作成						改定案検討		意見照会準備 WT・分科会・研究会結果反映	意見照会	意見集約	公表準備		研究会結果反映
ウ 令和8年度以降の業務改善に向けた調査・研究		討議・報告事項の対象整理		標準化の要否、仕様検討		構成員へのヒアリング、取りまとめ	標準化の要否、仕様検討	検討結果とりまとめ、報告				意見照会等での追加要望踏まえ次年度以降に向けた検討	
エ その他		各種支援(データ要件・連携要件改定など)・PMOツール質問対応											

3. 令和8年度以降の標準化研究会の検討事項(案)

3. 令和8年度以降の標準化研究会の検討事項(案)

3-1. 令和7年の地方からの提案等を踏まえた国民年金システムの対応方針

地方公共団体からの提案を受け、標準仕様書の記載に変更がない場合であっても標準準拠システムの改修を要する場合には、適合基準日の見直しや通知の発出等の必要な措置を講ずる対応方針が定められました。

地方公共団体の基幹業務等システムの統一・標準化に関する関係省庁会議(第6回)(令和7年(2025年)12月24日開催)の抜粋

1. 地方からの提案の概要

【提案事項名】 地方公共団体情報システム標準化基本方針に基づく対応の徹底

- 標準仕様書の記載内容に変更なくシステム改修を行う必要がある場合は、システム改修における責任分界点について、逐一、地方自治体は個別にベンダと調整を行う必要が出てくるなど、事務負担が大まきことから、**今後、各省庁が行う制度変更によって影響を受けるシステムの変更等については、全て標準仕様書の変更であると整理をお願いしたい。**
- また、デジタル庁から各省庁に対して基本方針の順守を指導することなどにより、**今後同様の支障事例※が発生しないようにすることができると考える。**

※ 具体的な支障事例(地方からの提案)

厚生労働省から、同省の生活保護業務データシステムの改修に伴い、必要なデータを取り出せるように地方公共団体の標準準拠システムを改修するよう要請があった。システム標準化を終えている地方公共団体に対しても、**国において標準化基準の変更を行うことなく、地方公共団体において利用しているアプリケーションを個別に改修を行うよう求めてきている。**

2. 対応方針(令和7年12月23日閣議決定)

- 地方公共団体の基幹業務システムの統一・標準化に伴って策定した標準仕様書の機能要件については、地方公共団体の事務負担を軽減するため、制度改正等により標準仕様書の記載に変更がない場合であっても、機能要件の前提となる各種規定に変更があり標準準拠システムの改修を要する場合には、制度所管府省庁が、機能要件への適合基準日の見直し、制度改正等と標準仕様書の関係を示す通知の発出等の必要な措置を講ずるよう、令和7年度中に周知する。

国民年金システムでの対応方針

国民年金システムでは、閣議決定された上記の対応方針に則り、以下の対応を行う予定としております。

制度改正等により標準仕様書の記載に変更がない場合であっても、機能要件の前提となる各種規定に変更(※)があり国民年金システムの改修を要すると判断される場合には、原則として標準仕様書を改定し、機能要件の適合基準日の見直しを行う

なお、他制度の急な制度改正等によって、研究会の実施がスケジュール上困難となった場合には、制度改正等事項の内容と標準仕様書の関係を示す通知の発出等により、システム改修の影響や適合基準日の考え方について周知を行う

※ 事務処理基準や各媒体作成仕様書等、他事務の標準仕様書等の改定に伴うもの

3. 令和8年度以降の標準化研究会の検討事項(案)

3-1. (参考)令和7年の地方からの提案等を踏まえた必要な措置の具体的なイメージ

地方公共団体の基幹業務等システムの統一・標準化に関する関係省庁会議(第6回)(令和7年(2025年)12月24日開催)の抜粋

令和7年の地方からの提案等を踏まえた必要な措置の具体的なイメージ

- 例えば、標準仕様書において、「●●(通知)に基づく●●調査に必要な情報を集計できること」という機能要件が規定されている場合、機能要件の規定ぶり自体には変更が生じなくても、通知の改正により、調査の項目や内容に変更が生じ、システム改修が必要となる可能性がある。

<標準仕様書における機能要件の規定例>

大項目	中項目	機能名称	機能ID	機能要件	実装区分	適合基準日
統計	●●省への報告	●●調査用データチェック	●●	●●(通知)に基づき実施される●●調査に必要な情報を集計できること	実装必須機能	令和8年4月1日
...

通知等を引用して機能要件を規定している

4. 令和7年度のヒアリング結果及び令和8年度以降の 対応方針(案)

4. 令和7年度のヒアリング結果及び令和8年度以降の対応方針(案)

4-1. 業務効率化に向けたヒアリング結果及び対応方針

業務効率化検討事項について、令和7年度に実施したヒアリングの結果を踏まえた令和8年度以降の対応方針は以下のとおりです。

No.	業務効率化検討事項	令和7年度のヒアリング結果	令和8年度以降の対応方針
1	標準化後の「16歳以上19歳未満の扶養親族数」の確認方法	現行の標準仕様書に基づく機能要件で、 <u>市区町村で証明できない場合は申請者に申立書を記載いただく運用を原則としており、その運用で対応可能であることを確認。</u> また、データ項目「被扶養者_宛名番号」を用いることで「16歳以上19歳未満の扶養親族数」を算出できると回答いただいたベンダー3社に対して追加でヒアリングを行い、事務局から示した扶養親族数の算出方法に相違がないことを確認。	標準仕様書改定時に併せて機能要件の「要件の考え方・理由」の見直しを検討する
2	「被保険者・受給者情報管理」機能の拡充(年金相談)	5市区町村中2市区町村が障害基礎年金にかかる相談事跡をシステム管理していることを確認。 また、障害基礎年金にかかる相談事跡の管理に関する機能を標準オプション機能として追加した場合、システム外管理をしている3市区町村中2市区町村が当該機能を利用する予定であることを確認。	令和8年度以降への申し送り事項とする
3	「交付金事務」の業務改善等に係る検討	交付金にかかる事務のうち、「 <u>精算交付</u> 」および「 <u>決算審査</u> 」の作業負荷が高いことを確認。	年金局において検討を行う事項とする

4. 令和7年度のヒアリング結果及び令和8年度以降の対応方針(案)

4-2. No1. 標準化後の「16歳以上19歳未満の扶養親族数」の確認方法

令和7年度ヒアリング結果を踏まえ、標準仕様書改定に併せて機能要件の「要件の考え方・理由」の見直しを検討します。

概要

■**要望元:** 市区町村

■**要望内容:**

- ・ 国民年金システムではなく、税務システムについての意見。当市の税システムでは「16歳以上19歳未満の扶養親族数」の数値をカスタムで保持していたが、標準化により保持しなくなる予定。国民年金の免除試算に大きな影響があることから、標準化後の税務システムに実装が必要

令和7年度のヒアリング結果

(市区町村)

- ・ 5市区町村中4市区町村が、扶養親族数を確認するために税システムから必要な情報を連携している
- ・ 5市区町村中1市区町村は、申立書等を記載させる形で対応している

(ベンダー)

- ・ 6社中4社が、税システムから扶養親族数を確認するための開発を行い、必要な情報を連携している
- ・ 6社中3社が、個人住民税システムから国民年金システムへの機能別連携仕様にあるデータ項目「被扶養者 宛名番号」を用いることで、「16歳以上19歳未満の扶養親族数」を算出できると回答している

追加ヒアリングの内容

- ・ データ項目「被扶養者 宛名番号」を用いることで「16歳以上19歳未満の扶養親族数」を算出できると回答いただいたベンダー3社に対して、データ項目「被扶養者 宛名番号」をもとに住民情報グループのデータ項目「氏名」及び「生年月日」を用いて被扶養者の年齢を割り出し、「16歳以上19歳未満の扶養親族数」を算出する確認方法を参考に示した上で、認識相違ないか追加ヒアリングを実施

「追加ヒアリング結果」は、次頁に記載

4. 令和7年度のヒアリング結果及び令和8年度以降の対応方針(案)

4-2. No1.標準化後の「16歳以上19歳未満の扶養親族数」の確認方法

(前頁からの続き)

追加ヒアリング結果

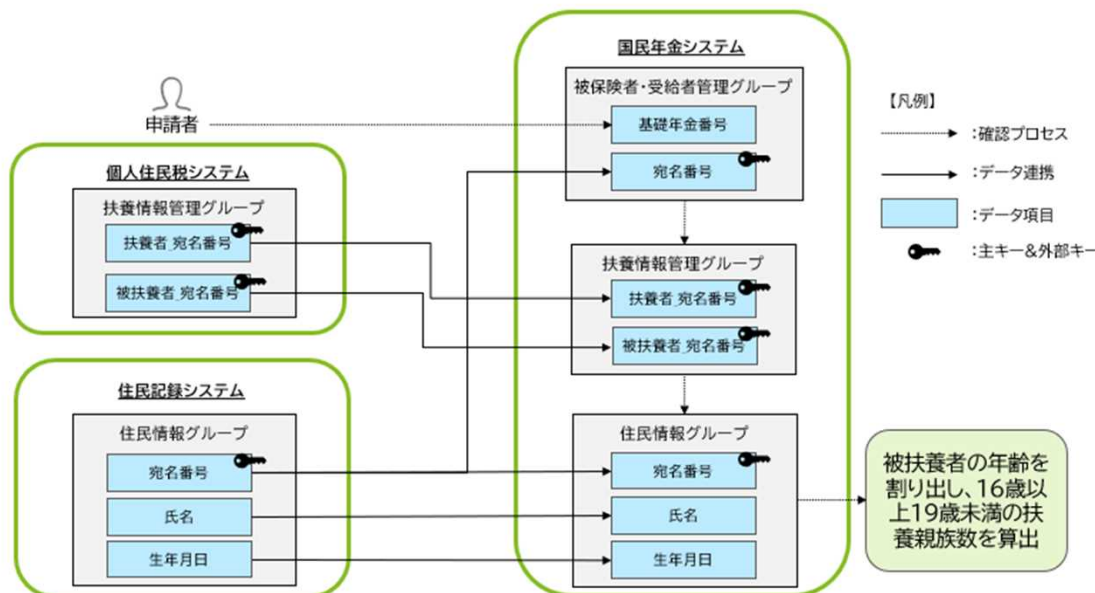
- 追加ヒアリングしたベンダー3社中3社が、参考1に示されたデータ項目「被扶養者_宛名番号」をもとに住民情報グループのデータ項目「氏名」及び「生年月日」を用いて被扶養者の年齢を割り出し、16歳以上19歳未満の扶養親族数を算出する認識で相違ないと回答

令和8年度以降の対応方針

- 参考2に示す機能要件の「要件の考え方・理由」では、他システムから連携するのではなく、本人に申し立てていただく等の運用を原則としている。追加ヒアリング結果より、機能別連携仕様のデータ項目「被扶養者_宛名番号」をもとに16歳以上19歳未満の扶養親族数を算出可能であることが確認できたため、令和8年度以降の標準仕様書改定に併せて、他システム連携の際の考え方を機能要件の「要件の考え方・理由」に追記する検討を行う

(参考1)データ項目「被扶養者_宛名番号」を用いた確認方法

(参考2)標準仕様書1.5版の記載内容



機能ID	機能要件	実装区分	要件の考え方・理由
02	16歳以上19歳未満の扶養親族数を登録・修正・削除・照会できること	標準 オプション機能	税制で管理する情報ではなく年金の運用上必要な情報である。このため他システムから連携するのではなく市区町村の保有する書類等または本人の申立書により確認した人数を登録することとする。
60			学生納付特例申請においては、被保険者分の扶養親族数を管理できるようにする。
02			免除・納付猶予申請においては、被保険者分・配偶者分・世帯主分それぞれの扶養親族数を管理できるようにする。

4. 令和7年度のヒアリング結果及び令和8年度以降の対応方針(案)

4-2. No2. 「被保険者・受給者情報管理」機能の拡充(年金相談)

令和7年度ヒアリング結果を踏まえ、令和8年度以降の申し送り事項とします。

概要

■**要望元:** 市区町村

■**要望内容:**

- ・ 障害年金の相談があった際、厚生労働省HPに掲載されている「障害基礎年金相談シート」をベースに聞き取りを行い、その内容をシステムに入力し管理をしている
- ・ 標準準拠システム移行後は、メモ機能を活用して相談内容を管理することになるが、当該機能のみでは管理が難しい
- ・ 障害基礎年金相談シートに沿った管理項目を追加または、メモ機能を拡充する等して、標準化後の国民年金システム上で管理ができるようにしてほしい

令和7年度のヒアリング結果

- ・ 5市区町村中2市区町村が障害基礎年金にかかる相談事跡を、システム管理している
- ・ システム外管理をしている3市区町村中2市区町村が障害基礎年金にかかる相談事跡の管理に関する機能を標準オプション機能として追加した場合、当該機能を利用して管理予定である
- ・ システム外管理している理由は、既存の電子媒体や紙媒体からのシステム移行作業が手作業かつ件数が多く困難であるため
- ・ 市町村業務支援ツールのうち「障害基礎年金相談シート」以外の「相談シート」を活用している市区町村はなかった

令和8年度以降の対応方針

- ・ ヒアリングの結果を踏まえ、引き続き業務効率化に向けた検討を進める
- ・ 検討の対象は障害基礎年金の相談事跡に関する機能のみとする

4. 令和7年度のヒアリング結果及び令和8年度以降の対応方針(案)

4-2. No3. 「交付金事務」の業務改善に係る検討

令和7年度ヒアリング結果を踏まえ、令和8年度以降の対応方針を整理しました。

概要

■**要望元:** 年金局(市町村における交付金事務の簡素化を図るため市区町村に対してヒアリングを実施)

■**内容:**

- 交付金(国民年金及び生活者支援給付金)に係る事務に関しては通年・定例で発生し、その対応にご負担をおかけしている。特に年末から年度末にかけて多大なご負担をおかけしている状況にあり、何らかの業務改善ができないか、交付金事務を実施している市区町村の皆様の御知見を頂きたい

令和7年度のヒアリング結果

- 交付金にかかる事務のうち、「精算交付」と「決算審査」の作業負荷が高い
- 交付金事務にシステムを導入している市区町村は1市区町村のみ
 - 相談件数の把握、相談内容の記録

令和8年度以降の対応方針

- 交付金事務の簡素化に向けた課題であり、ヒアリングの結果を参考に年金局において改善に向けた検討を行う

EOF